青森県地域福祉支援計画(第3次)の概要

1 計画の性格、位置づけ

- 社会福祉法第108条に基づき、市町村地域福祉計画の推進を支援する県計画。
- 住民に最も身近な自治体である市町村や地域福祉を構成する住民、様々な団体等が協働してそれぞれの役割 を果たしていくことができるよう、県が広域的な観点から支援していく方向性とその方策を定めるもの。
- 〇 県基本計画に掲げる「青森県型地域共生社会」の実現を、地域福祉の視点から推進。「あおもり高齢者すこやか自立プラン」、「のびのびあおもり子育てプラン」、「青森県障害者計画」等の関連する計画と連携・整合を図る。
- 計画期間:令和3年度~令和7年度(5年間)

青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦



2 推進・点検体制

○ 基本目標に係るアウトカム指標の調査分析及び事業の実施状況を有識者等で構成する青森県地域福祉支援計画推 進委員会で評価し、必要に応じて施策の見直しを行う。

3 基本目標

一人ひとりのいのちが輝き、人と人がしっかりとした絆で支え合う<u>青森県型地域共生社会</u>の実現 《青森県地域福祉支援計画は、青森県型地域共生社会の地域福祉部分を担う計画》

4 体系図

1 サービスを利用しやすい体制づくり

- 1-1 利用者本位の総合的サービス提供
- 1-2 保健・医療・福祉・介護サービスの総合化
- 1-3 サービス利用者の権利擁護
- 1-4 活動やサービスの評価の仕組みづくり

青森県型地域共生社会の実現

- 2-1 福祉の心の育成
- 2-2 地域福祉を担う人材の確保・育成
- 2-3 ボランティア・NPOの育成と活動支援

- 3-1 地域住民の参加による地域福祉の推進
- 3-2 地域福祉の推進主体の充実
- 3-3 社会参加の促進と生きがいづくり
- 3-4 セーフティネット機能の充実・強化

2 地域福祉を担う人材づくり



3 共に支え合う地域づくり

市町村地域福祉計画の策定の支援・推進